

総会の冒頭に挨拶する菅本博
理事長と懇親会での乾杯に統
く歓談風景



関西空調工業協同組合 第11回通常総会

盛大に第11回通常総会

第一回（会議）は定例の一
理事長挨拶のあと、議長に
ら、大阪市北区の東急ホテルにおいて、例年のごとく多勢のご来
賓出席のもとに有意義に挙行。滞りなく審議終了、全議案を原案
通り可決致しました。以下、そのあらましをご報告致します。

第二回（会議）は唯一の救いで、今後に明るい展望を持たされまし
た。

この結果、年度末の流動資産は一・二七億円、固定資産は一・八千万円、正味財
産は一・九千万円となりました。

事業概況では、購買事業は別記九件）、受注事業が二・二百万円の
官公需実績をあげ得たこと

は、購買事業二・四億円、受注事業一千円、金融事業五百円を目標に掲げま
した。

当年度の事業計画としては、購買事業一・八四億円と去年比一七
%減、金融事業ゼロの不調の中、本格推進二年目の

事業概況では、購買事業は別記九件）、受注事業が二・二百万円の
官公需実績をあげ得たこと

は、購買事業二・四億円、受注事業一千円、金融事業五百円を目標に掲げま
した。

は、購買事業一・九千万円となりました。（議案

議事に入りました。（議案

官公需適格組合證明（繼續）

申請者関西空調工業事業協同組合の官公需適格組合証明申請にかかる記載事項については、事実と相違ないことを確認します。

大阪府中央会第 623 号
昭和61年2月13日

大阪府中小企業団体中央会

会長 田中 銳三

申請者関西空調工事業協同組合は裏面に掲げる官公需適格組合証明基準に適合していることを証明する。

証明有效期限は、昭和 63 年 2 月 20 日までとする。

61 大商 第 821 号
昭和61年2月21日

大阪通商産業局

商法・有限会社法 の見直し作業進む

—63年の立法化めざす—

90
か中少

• 零細企

株式会社・有限会社の最も
低資金大幅引き上げや中
小企業への外部監査制度の
導入など、わが国の会社制
度の根幹にかかる大がかりな
改革を見込んだ商法・
有限会社法の見直し作業が
法制審議会（法相の諮問機
関）の商法部会（部長・
鈴木竹雄東大名譽教授）で
今年から本格化する。見直
しの狙いは、株主総会や取
締役会を開かず有名無実化
していくり、もっぱら節税
のために利用されるなど問
題点を数多く抱える現在の
株式会社のあり方にメスを
入れ、形態を整理すると同
時に債権者の権益保護を図
ろう、というものだ。

ひと口に株式会社といつ
ても日立製作所・トヨタ自
動車といった国際的な超大
企業から家族や親類だけで
経営している青果・鮮魚商

などの零細企業まで種類はさまざま。その数は全国で百十萬社にものぼり、有隣会社も合わせると「会社」と名のつものは二百万社を超える。このうち、資本金が二千万円以上の株式会社はわずか四万四千社で、全体の4%足らず。九六%の会社が資本金二千万円未満の中小・零細企業だ。

―― 債権者の利益保護――

系確立のため、商法・有価会社法の見直しを求める声が高まっていた。これを受け、五十八年二月から法改正作業に着手し、いた法制審商法部会は、年秋、今後の法案要綱づくりの柱となる基本方針をまとめたが、その主な内容は、①会社設立時の最低資本額を、現行の「株式会社セイ」(実質三十五万円)、有価会社十円)から「株式会社二千万円程度、有限会社五百万元程度」に引き上げる。②資本金三千万円以上の株式負債総額三億円以上の株式会社に公認会計士、税理士による外部監査制度を導入する。③外部監査を受けない小規模会社では、経営危機で債権者が弁済を受けられない場合、取締役に対しても損害賠償を請求できること。④現行では七人以上となるいる株式会社の発起人たる一人でもいいことに対するなどとなつていて、

ある最低資本金の引き上げは、財産基盤のないまま脈的な経営に走る会社を制するのが目的。株式会社の最低資本金が二千万円まで引き上げられれば、が国の株式会社の約八割が除外される計算になり、旅経営の零細会社は大半対象となる。法制審の考方は、既存会社に対し三十年程度の猶予期間を与期間内に新基準に移行するか合資、合名会社に改組しない場合には解散させる△組合要綱▽認可庁 建設大臣、大阪商産業局長（共管）設立日 昭和50年8月4日設立目的 組合員の相互援助の精神に基き、合員のために必要な経済活動を促進かつ、その経済的地位の向上を図ること

規格に沿うるが、これが目的とする。小企業団体からは「わが国の経済大国で、都心のマンション、一戸建て住宅購入費にも満たない二千万円田舎会社の設立準備金として高くはない、というだけだ。しかし、これに対し小企業団体は「わが国の産業基盤を支えている小企業の切り捨てにつづける」と根強い抵抗があるのに、論議を呼ぶものとされる。また、会社監査は現在

第二 資本金五億円以上が負担額二百億円以上の株式会社にだけ義務づけられて、が、中小零細企業の場合はほとんどノーチェックなため、これが不正経理などを生む温床になつた。このため、企業責任は明確化の観点からも、監査対象会社の経営規模の中を引き下げる方向を打ちだしている。

法制審では三月までに正試案をまとめ、六十二年の立法化をめざす方針です。

(3) 共同金融事業組合員に対する資金の貸付（長期・短期）及び手形開きを主として行うのです。

(4) 教育情報事業組合員の事業に関する経営及び技術の上、または知識の及、研修を図るためあります。

(5) 福利厚生事業

図る
に対
出し
「零
救済
と
想さ
い
考え
が
団体
企業
組合
全国
大會
改善
労働

亞鉛メッキアンダル製フランジを取付けた
NFD フアブリダクト-FL 略称 N.F.D-FL
フアブリダクト・シリーズにフランジを

取付けた『ニッパンファブリダクト-FL』は
ダクト組立工程の短縮・省力化を大巾に
推進した画期的な製品です

発売元

日本鐵板株式會社

大阪支店 大阪市東区大川町1(日土地淀橋ビル)
TEL (06) 222-5501(内線)、221-5501

建設業の許可票			
商号又は名称	関西空調工事業協同組合		
代表者の氏名	理事長 菅本博		
一般建設業 又は特定建設業の別	設可を受けた 建設業	許可番号	許可年月日
特定建設業	管工事業	大阪府知事許可 (特-59)第49274号	昭和59年6月22日
この店舗で営業している建設業	管工事業		



○ 昭和59年大府知事より管工事業の特定建設業許可を受けました。

○ 昭和60年創立10周年を記して現名に改称に変更いたしました。

○ 昭和60年大府中小企業団体中央会長より優良組合受彰。

15年余の経験を生かして
施工指導に励んで居ります。

吸音・軽量・省エネの—— **マイクロカーブガラ**

株式会社 東京興業貿易商会

大阪支店
本社 大阪市西区西本町1丁目5番3号(扶桑ビル)〒550-0613 (06)(532)5745(代)
東京都港区新橋5-8-9(東興ビル)建材課〒105-03(03)(436)4521(代)
福岡支店 092(431)5072・広島支店 0822(46)4701・名古屋支店 052(201)3321
仙台出張所、岡山出張所、富山出張所

表I (工事) 適格組合証明基準

証明基準	添付書類
<p>① 共同受注事業を1年以上行っており、証明申請日の前1年間において、相当程度の共同受注の実績があること。</p> <p>② 組合の定款において、組合員が自由脱退する場合の予告期間を1年としていること。</p> <p>③ 証明申請日の前1年間（2回目以降の申請（更新の申請を含む。以下同じ。）の場合にあっては2年間）において、組合と組合員とが同一の官公需の競争入札に応札したことがないこと。</p> <p>④ その他組合の共同事業に関し、組合の協調裡に円滑に行われていること。</p>	<p>a、登記簿謄本 b、定款 c、組合員名簿 d、直前2年間の工事経歴書 e、直前2年間の脱退組合員名と脱退の理由 f、直前2年間の脱退組合員が施行を担当した工事の名称と被配分額 g、共同受注を希望する工事種別ごとの直前2年間の年間平均工事高 h、基準1-③の該当事実の有無 i、事業計画書 j、総会及び理事会の議事録（直前2年間のもの）</p>
<p>① 官公需の受注に関し熱心な指導者がいること。</p> <p>② 国等に資格審査し、審査決定を受けていること（2回目以降の申請の場合）。</p>	<p>a、組合指導者の組合事業に関する経歴書 b、資格登録先及び審査決定による格付の一覧表</p>
<p>① 事務局の役職員が次のようにあること。</p> <p>イ、公共性のある工事であって、工事1件の請負金額が900万円以上のもの（電気工事、管工事、電気通信工事又はさく井工事にあっては、300万円以上）を請け負おうとする組合にあっては、事務局常勤役員が1名以上、常勤職員が2名以上あり、当該役員のうち2名以上が技術職員であること。</p> <p>ロ、上記以外の工事を請け負おうとする組合にあっては、事務局常勤役員が2名以上いること。</p> <p>② 組合独自の事務所を有していること。</p> <p>③ 共同受注担当役員が定められていること。</p> <p>④ 共同受注担当役員を含めた若干名をもって構成する共同受注委員会が設置されていること。</p> <p>⑤ ①のイに掲げる組合にあっては、組合の役員及び技術者が中心となり、共同受注に係る工事の施工の基本方針等についての総合的な企画及び調整を行う企画・調整委員会が設置されていること。</p> <p>⑥ 次の内容を有する官公需共同受注規約が定められていること。</p> <p>イ、組合が受注しようとする工事の種類及び規模。</p> <p>ロ、共同受注に係る工事についての具体的かつ公正な配分基準。</p> <p>ハ、組合の技術職員が共同受注に係る工事の現場において、施工組合員の技術職員との密接な連絡の下に技術上の総合的な監督指導に当たる旨。</p> <p>ニ、組合の役員及び共同受注に係る工事を施工した組合員が当該工事に関し連帶して責任を負う旨。</p> <p>ホ、共同受注に係る工事を施工した組合員が脱退する場合には、当該案件に関し脱退後においても連帶して責任を負う旨の取決めを組合との間に交わす旨。</p> <p>⑦ ④の共同受注委員会及び⑤の企画・調整委員会が適正に運営が行われ、⑥の共同受注規約に従って組合運営が行われていること（2回目以降の申請の場合）。</p> <p>⑧ 共同受注に係る工事に関する検査体制が確立されていること。</p> <p>⑨ その他共同受注体制に関し、問題があると認められるものでないこと。</p>	<p>a、組合事務所の一覧表 b、事務局役員員の一覧表（氏名及び担当業務、常勤・非常勤の有無、組合による雇用関係の有無） c、建設業の経営業務の管理責任者の経歴書 d、技術職員の資格を証明するもの及び実務経験 e、役員の給与の源泉徴収票</p> <p>f、組合事務所の所有又は賃借を証明する書類の写し</p> <p>g、共同受注委員会規約 h、共同受注委員会規約制定の決議書（総会議事録） i、共同受注委員会嘱託状の写し j、企画・調整委員会規約 k、企画・調整委員会規約制定の決議書（総会議事録） l、企画・調整委員会嘱託状の写し m、官公需共同受注規約 n、官公需共同受注規約制定の決議書（総会議事録）</p> <p>o、直前2年間の配分状況</p> <p>p、検査員委嘱書類</p>
<p>① 組合運営を円滑に遂行するに足りる経常的収入があること。</p> <p>② 自己資本、資金調達力、欠損状況その他の観点からみて工事を履行するに足りる経済的基礎を有すると認められること。</p> <p>③ その他経理的基礎又は金銭的信用の面で問題があると認められるものでないこと。</p>	<p>a、決算関係書類 b、収支予算書</p>
<p>① 組合又は組合員に予算決算及び会計令第71条第1項各号に該当する事実がないこと。</p> <p>② その他組合の共同事業の遂行、組合及び組合員の労働福祉の状況、社会的信用その他の面で著しい問題があると認められるものでないこと。</p> <p>③ 官公需の受注に関し中小企業団体中央会の指導を受けていること。</p>	<p>要領を理解する旨並びに1、③及び①の事項についての誓約書</p>

国では、中小企業の振興を図るための基本方針として、中小企業基本法を制定し、この中で、中小企業者が国等から直接受注する機会の増大策を講ずることを

国の責任として宣言している。さらに中小企業者で作る協同組合の中でも特に、施工体制が整備されている組合を厳選して中小企業庁が「適格組合」として証明し（個別企業での営業ではなく）その組合による共同受注の途を拡大、助長しようとする施策が講じられて いる。

法制研究

「物品」を対象にスター卜。三年後に「役務」さらに三年後には「工事」へと段階的に範囲が追加、拡大されたものである。以来証明基準の根幹に関する限りでは見直しもなく据え置かれたためか、殊に建設工事の組合に対して、発注者から(受注者からも)現行基準には必ずしも工事の特殊性を追つて強まっていった。そこで政府は一昨年「官公需施策改善検討委員会を作り検討中であったが、

證明基準改訂

名実備える適格組合

表II (丁事) 適格組合証明申請書の項目

第1回公開適格組合証明取得年月日
組合員の資格及び組合員数（理事の数）
設立後現在に至るまでの組合の組織の変遷
設立後現在に至るまでの共同事業の推移
取得している建設業の許可
その他組合が行う共同受注事業についての許可、認可、登録又は届出証明を受けようとする工事の種類
組合員数及び組合員の行う工事の種類別内訳
①定款による共同受注事業を記載した日
②証明申請日の前1年間における共同受注件数及び実績額
共同事業遂行に際しての紛争及び規約等違反者の有無
組合指導者の氏名及び役職
技術職員の氏名及び資格（組合事務所の専任技術者又は工事現場担当の主任技術者の別に書くこと）
共同受注担当役員、共同受注委員の氏名
運営委員の氏名（恒常的な委員である組合役員及び組合技術者等の身分を明示すること）
官公需共同受注規約を定めた日
組合が受注しようとする工事の種類（業種）及び規模（金額）
配分基準の要旨
共同受注に係る工事に関する検査体制
出資金の総額及び一口当たりの出資金額
自己資金の額
欠損の額（当期の未処理損失額（赤字）が法定基準金及び任意積立金の合計額を上回る額）及びその出資総額に占める割合
流動比率<（流動資産／流動負債）×100>
用紙の大きさは日本工業規格B5とすること。

⑦ 証明申請日の前一年間 に、組合と組合員が同 の官公需の競争入札に 札していないこと。	この基準は、本年七月以 降、新規に適格組合を望む 場合はもち論、現在適格組 合であっても、次回更新か ら適用されることには申しま でもないようである。	それでは新旧基準を比べ て主な変更箇所は何であろ うかを拾つてみると、次の 諸点のように思われる（工 事組合の場合）。	員が二名以上を占めてい ること。	⑩ 受注委員会の他に、 画・調整委員会も設置さ れれていること。	⑪ 受注規約中に、組合の 技術職員が工事現場にお いて施工組合員の技術職 員と連絡を密にし、監督 指導に当たる規定があ ること。	⑫ 受注規約中に、施工組 合員が脱退する場合には その後も連帯して責任を 工の取り決めを組合間に 交わす規定があること。	⑬ 受注規約中に、組合が 受注する工事の種類及 範囲別の規模を規定し、 かつ励行していること。	⑭ 欠損額等が、工事を運 行するに足る経理的基礎 を障つていないこと。	⑮ 中小企業団体中央会の 指導を常に受けているこ と。
⑧ 事務局に常勤役員が 名、職員が二名以上上 り、かつそのうち技術職 員が二名以上を占めてい ること。	⑨ 独自の事務所を有すこ と。	⑩ 受注委員会の他に、 画・調整委員会も設置さ れれていること。	⑪ 受注規約中に、組合の 技術職員が工事現場にお いて施工組合員の技術職 員と連絡を密にし、監督 指導に当たる規定があ ること。	⑫ 受注規約中に、施工組 合員が脱退する場合には その後も連帯して責任を 工の取り決めを組合間に 交わす規定があること。	⑬ 受注規約中に、組合が 受注する工事の種類及 範囲別の規模を規定し、 かつ励行していること。	⑭ 欠損額等が、工事を運 行するに足る経理的基礎 を障つていないこと。	⑮ 中小企業団体中央会の 指導を常に受けているこ と。		
① 具体的な主要点は 昨秋の報告書で証明基準の 改善の緊急性が指摘された ようである。	② 工事適格組合について は、通産局単独の証明基 準は別建て専用のものと する。	③ ②工事適格組合について は、通産局単独の証明基 準から、関係省庁（特に 建設省）有識者からな る「審査委員会」の合議 の証明体制とする等々で ある。	④ これを受けた中小企業庁 で関係省と協議決定した新 基準が、七月から実施を見 るに至った。	⑤ 新基準の概要是表Iの通 りで、従前のそれと比べて 格段に厳しく（実質上制限 的に）なったことは、前述 の経緯からしても容易に想 像は出来よう。	⑥ これに伴い証明書の内容 も表Iの通り項目が詳細 かつ添付書類は多様繁煩に かかっていること。	⑦ 証明申請日の前一年間 に、組合と組合員が同 の官公需の競争入札に 札していないこと。	⑧ 事務局に常勤役員が 名、職員が二名以上上 り、かつそのうち技術職 員が二名以上を占めてい ること。	⑨ 独自の事務所を有すこ と。	⑩ 受注委員会の他に、 画・調整委員会も設置さ れれていること。
⑪ 受注規約中に、組合の 技術職員が工事現場にお いて施工組合員の技術職 員と連絡を密にし、監督 指導に当たる規定があ ること。	⑫ 受注規約中に、施工組 合員が脱退する場合には その後も連帯して責任を 工の取り決めを組合間に 交わす規定があること。	⑬ 受注規約中に、組合が 受注する工事の種類及 範囲別の規模を規定し、 かつ励行していること。	⑭ 欠損額等が、工事を運 行するに足る経理的基礎 を障つていないこと。	⑮ 中小企業団体中央会の 指導を常に受けているこ と。					



保溫・保冷・斷熱・配管・鈑金
計画・設計・施工

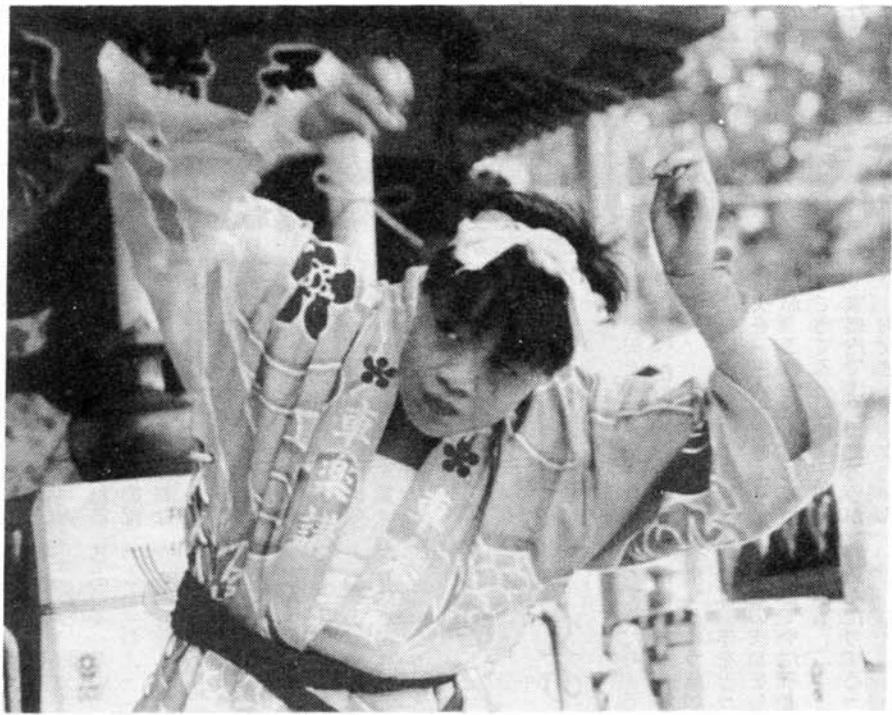
株式會社 彌栄商會

〒553 大阪市福島区福島4丁目4番43号
電話 大阪06(445)0131~3番
GIII FAX 06-445-6980

関連営業品目 新日鉄コイル、 $3 \times 6.4 \times 8$
日板ファブリ、フランジ
グラスウール、アルミホース

日本鉄板・積水化学 代理店
松下電工・大 プ ラ

広田商事株式会社



天神祭

竜の昇天を表現する神楽踊り



ボケを防ぐ指そらし

頭の老化度が関節に現れる

手の指のつけ根の関節の柔軟性がカギ

誰でも年をとつて老化が進むと、体の柔軟性が失われ、関節の可動性(関節を動かすことのできる範囲)が小さくなります。逆にいうと、体の柔軟性は、老化の進行度をはかる指標となるのですが、なかで柔軟度は、頭の老化と深く関連しています。よく「老化は足から」といいますが、この場合の老化とは、主として血液循環の面からみた肉体の老化をさします。頭の老化度のほどは、手の甲の方向へそらせてみると、左右の手のひらを合わせてみてください。そして、それぞれの手の指を手の甲の方に向へそらせてみましょう。左手の指と右手の指が広くV字型に開けば、手の指や手首の関節の脳も若さを保っていると考えていいでしょうが、左右の指がほとんどくつついでいるときは、頭の柔軟性も、どうやらだいぶ失われていると思われます。

次に、てのひらを上に向けて腕を前に伸ばし、人差し指から小指までの四本の指先を、もう一方の手でつかんで下方におさえ、指のつけ根と手首の関節をどれくらいそり返すことができるかを試します。親指を除く四本の指のつけ根の関節

と手首の関節が、それぞれ九〇度の角度に曲がって、コの字型になるのが理想的ですが、これは成長期の子供でもなければ、ちょっと無理でしょう。

ふつう中高年の人はし字型に近い形となることが多いのですが、一般に右さきの人は右手、左さきの人は左手のほうが関節がかたくなりにくいものです。日常、私たちが行う手の動作は握る持つなど、指や手首の関節を内側(てのひら側)に曲げることが圧倒的に多いものです。逆にそらせたときに、ふだんよく使うきき手の関節のほうがそりにくいのも、そのためです。

しかし、きき手でないほうの手の指のつけ根も、きき手と同様に力チンカチーンで、まつたくそらないとなるかを試します。親指を除く四本の指のつけ根の関節

とてのひら側)に曲げると、やはり頭の老化が結びが悪くなるわけです。

一方、指をよく動かすと構進行している、と考えてみてもあながち見当違いではないでしょう。

手先の器用な動物は知能が高い

ところ、そもそも手の指が、なぜ脳の老化と密接に結びついているのかとい

がかりなり大きな範囲を占めていますが、これは、大脳の前頭葉という部分の働きに関係があります。

前頭葉は、体のさまざま

な部分の関節や筋肉を動かすときには、その大もとの指令を出す、指令本部の役目

をしていて、たとえば足に対しても指令を送る部分と比べて指に対しても指令を送る部分

もずっと広い領域にわたっています。それで脳の働きが衰えると、手の指の動きをしていますが、大脳の働きが衰えると、手の指の動きを

しているところです。この指令本部の中でも、手の指に對して指令を送る部分

がかなり大きな範囲を占めていて、たとえば足に対しても指令を送る部分と比べて指に対しても指令を送る部分

もずっと広い領域にわたっています。それで脳の働きが衰えると、手の指の動きを

しているところです。この指令本部の中でも、手の指に對して指令を送る部分

がかなり大きな範囲を占めていて、たとえば足に対しても指令を送る部分と比べて指に対しても指令を送る部分

もずっと広い領域にわたっています。それで脳の働きが衰えると、手

